

〈記入例〉

産前産後期間に係る出産被保険者の国民健康保険料免除届出書

朝日町長

朝日町国民健康保険条例第25条の4第1項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届出年月日	R6年 4月 1日	
保険証記号番号	*****	
世帯主	フリガナ	アサヒ タロウ
	氏名	朝日 太郎
	生年月日	H10年 10月 10日
	住所	朝日町大字小向893番地
	個人番号	***** (空欄でも可)
	電話番号	***-***-***
出産する方	※世帯主と同じ場合記入不要	
	フリガナ	アサヒ ハナコ
	氏名	朝日 花子
	生年月日	H11年 11月 11日
	住所	朝日町大字小向893番地
	個人番号	***** (空欄でも可)
出産予定又は出産日	R6年 6月 6日	
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	

〈注意事項〉

- この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料免除について届け出していた場合は、その際に届け出た出産（予定）日を記入してください。
- 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 - ①出産（予定）日を確認することができる書類
(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類)
 - ②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

市町確認欄	賦課更正	更正通知	納付方法	出産育児一時金	国民年金
添付書類 □母子健康手帳 □その他 () 転入者等の確認 前市町村への届出 □有 □無		No.	□納付書 (期分) □口座振替	□案内済 □対象外	

市町での確認・対応について

①市町確認欄	②賦課更正	③更正通知	④納付方法	⑤出産育児一時金	⑥国民年金
添付書類 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> その他 () 転入者等の確認 前市町村への届出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		No.	<input type="checkbox"/> 納付書 (期分) <input type="checkbox"/> 口座振替	<input type="checkbox"/> 案内済 <input type="checkbox"/> 対象外	

①確認欄

添付書類については出産（予定）日が確認できるものが必要。基本的には母子手帳を確認。出産（予定）日が書かれている部分をコピーする。（別紙参照）多胎妊娠の場合はその人数分必要。確認後チェックをつける。

転入者等、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料減額について届け出していた方は、その際に届け出た出産（予定）日を記入していただく。（母子手帳で確認できると思われるが念のため確認する。）

②賦課更正

令和6年1月以降の対象期間の国民健康保険料のうち、所得割額及び均等割額全額の免除が受けられる。

- ・単体妊娠・・・出産（予定）日の属する月の前月から翌々月の4か月間
- ・多胎妊娠・・・出産（予定）日の属する月の3か月前から翌々月の6か月間

☆現時点(R5.12月)産前産後対応に係るシステム改修業務が終了していない、また確認をしっかり行いたいためその場で賦課は行わない。R6.1月以降しばらくは「計算を行い、後日通知させていただく。」とお伝えする。システム改修終了後(R6.1月中には終わる見込み)、賦課計算を行ったらチェックをつける。

※出産後に届出する場合、対象期間の属する年度の最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降は、当該年度の保険料の変更はできなくなります。（通常の賦課と同様の取扱い）

（根拠法令：国民健康保険法第百十条の二）

保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日(※)とする。次項において同じ。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

③更正通知

賦課計算後更正通知のNo.と発送日を記入する。

④納付方法

納付書か口座振替か確認を行う。納付書の場合は差し替えが必要になる場合があるので注意。発送する期を記入する。

⑤出産育児一時金

医療機関にて分娩にかかる費用が単体妊娠で50万円、多胎妊娠で100万円を超えなかった場合は申請いただくと朝日町の国民健康保険から被保険者に直接出産育児一時金の差額分の支給があることをお伝えする。申請が必要な場合は基本的に医療機関から案内があること、また分娩にかかる費用が単体妊娠で50万円、多胎妊娠で100万円を超えるケースも多くその場合は申請不要であることをお伝えする。必要に応じて申請書や必要書類の案内を行う。

⑥国民年金

国民年金も同じく産前産後期間の免除があるので申請したか確認を行う。まだの場合は町民環境課に繋ぐ。

◎窓口に来るのが難しいということであれば郵送での対応も可能とする。その場合も申請書に母子手帳のコピー（別紙参照）を添付いただく。